

平成27年度組織改正について

平成27年4月20日
総務部行政企画課

安心・活力・発展の大分県づくりを進めるため、次期長期総合計画を見据えた新たな課題への対応や地方創生の取組を推進するとともに、政策県庁を担う職員の人材育成や組織マネジメントの向上を図るため、平成27年5月1日付けで平成27年度組織改正を実施する。

1 「まち・ひと・しごと」の創生

(1) 地方創生の推進体制整備（まち・ひと・しごと創生推進室の設置）

人を大事にし人を育て、仕事をつくり仕事を呼び、まちを活性化する地方創生に関する全庁的な取組を加速するとともに、大分県版総合戦略を策定するため、企画振興部に「まち・ひと・しごと創生推進室」を新設する。

現 行	改 正 案
(企画振興部)	(企画振興部) まち・ひと・しごと創生推進室 (新設) 室長 ————— 室員 2

2 互いに助け合い、支え合う安心・安全の大分県をつくる体制

(1) 児童相談機能の強化（こども・女性相談支援センターの児童相談対応体制を2課体制に拡充）

こども・女性相談支援センターこども相談支援課を「こども相談支援第一課」及び「こども相談支援第二課」の2課体制に改め、相談担当職員の増員や障がい相談を専門に扱う班の設置を行い、児童相談機能の強化を図る。

現 行	改 正 案
(福祉保健部) こども・女性相談支援センター 所長 — 副所長 — 総務企画課 — 課員	(福祉保健部) こども・女性相談支援センター センター長 — 副センター長 — 総務企画課 — 総務班 — 企画・里親推進班
こども相談支援課 — 相談支援第一班 7 — 相談支援第二班 5 — 相談支援第三班 6 計 19人	こども相談支援第一課(兼) — こども相談支援班 5 — 障害児支援班 3 こども相談支援第二課(新設) — こども相談支援第一班 6 — こども相談支援第二班 5 計 20人
女性相談支援課 — 課員 心理支援課 — 課員 一時保護課 — 課員	女性相談支援課 — 課員 心理支援課 — 心理支援第一班 — 心理支援第二班 一時保護課 — 課員

上記の他、所長をセンター長に、副所長を副センター長に改めるとともに、組織マネジメント機能の向上と人材育成を図るための大規模班の見直しに伴い、総務企画課、心理支援課に班を設置する。

3 いきいきと暮らし働くことのできる活力ある大分県をつくる体制

(1) 地域振興体制の強化（地域活力応援室の設置）

小規模集落対策やネットワーク・コミュニティの構築に加え、移住・定住促進対策をさらに推進するため、集落応援室を「地域活力応援室」に改称する。

現 行	改 正 案
(企画振興部観光・地域局)	(企画振興部観光・地域局)
集落応援室	地域活力応援室
室長 ————— 室員	室長 ————— 室員

(2) 畜産物の輸出拡大及び家畜防疫体制の強化（畜産振興課参事の設置）

畜産物の輸出を促進するための新たな食肉処理施設の建設に係る大分県畜産公社への技術支援や、鳥インフルエンザと口蹄疫の同時発生などに対応できる防疫体制の構築を行うため、畜産振興課に参事を設置する。

現 行	改 正 案
(農林水産部)	(農林水産部)
畜産振興課	畜産振興課
課長 ————— 管理予算班 ————— 畜産企画班 ————— 肉用牛推進班 ————— 衛生環境班	課長 ————— 管理予算班 ————— 参事 (新設) ————— 畜産企画班 ————— 肉用牛推進班 ————— 衛生環境班

4 人を育て、社会資本を整え、発展する大分県をつくる体制

(1) 県立美術館開館に合わせた芸術文化振興体制の強化（芸術文化振興課の設置）

県立美術館の開館に合わせた芸術文化ゾーンと地域の芸術文化活動の連携強化や、祖母傾ユネスコエコパークの取組などを推進するため、芸術文化スポーツ局の芸術文化スポーツ振興課を「芸術文化振興課」に改称し、「企画班」「事業計画班」「事業推進班」を設置するとともに、県立美術館推進室を廃止する。

(2) 国際スポーツ大会等の誘致体制の強化（国際スポーツ誘致・推進室の設置）

ラグビーワールドカップ2019日本大会の大分県開催の準備と、東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ地等の誘致体制の強化を行うため、芸術文化スポーツ局に「国際スポーツ誘致・推進室」を設置する。

現 行	改 正 案
(企画振興部芸術文化スポーツ局)	(企画振興部芸術文化スポーツ局)
芸術文化スポーツ振興課	芸術文化振興課
課長 ————— 芸術文化企画班 4 参事 ————— 芸術文化振興班 5 (国東半島芸術祭実行 委員会事務局勤務) 参事 ————— スポーツ振興班 2 参事 ————— 国際スポーツ大会事業推進班 3	課長 ————— 企画班 5 (新設) (廃止) ————— 事業計画班 3 (新設) (廃止) ————— 事業推進班 4 (新設) (廃止) ————— (廃止) (廃止) ————— (廃止)
県立美術館推進室	(廃止)
室長 ————— 室員 3 美術館建設監	(廃止)
	国際スポーツ誘致・推進室 (新設)
	室長 ————— 室員 5

(3) 高速交通体系を整備する組織の再編（道路建設課高速交通ネットワーク推進監の設置及び高速道対策局の廃止）

東九州自動車道の開通を踏まえ、広域公共交通や物流のネットワークの充実など、九州の東の玄関口としての人や物の流れの拠点づくりを進めるとともに、中九州横断道路などの整備を促進するため、道路建設課に「高速交通ネットワーク推進監」及び「高速交通ネットワーク推進班」を設置する。なお、東九州自動車道開通に伴い、高速道対策局は廃止する。

現 行	改 正 案
(土木建築部)	(土木建築部)
道路建設課	道路建設課
課長 ————— 企画調査班 国道班 県道班	課長 ————— 企画調査班 高速交通ネットワーク 推進監 兼交通政策課参事 (新設) 国道班 県道班 高速交通ネットワーク 推進班 3 (新設)
高速道対策局	(廃止)
局長 ————— 局員 4	(廃止)

5 行財政改革の着実な推進

(1) 県有建築物の保全管理の一元化（県有財産経営室施設保全推進班の設置）

県有建築物の保全管理を一元的に推進するため、県有財産の利活用を所管する県有財産経営室に「施設保全推進班」を設置する。併せて、県有財産の利活用を行う「利活用推進班」を設置する。

現 行	改 正 案
(総務部)	(総務部)
県有財産経営室	県有財産経営室
室長 ————— 室員 5	室長 ————— 利活用推進班 4(新設) 施設保全推進班 3(新設)

6 その他

(1) 組織マネジメント機能向上と人材育成を図るための大規模班の見直し

概ね7人以上の大規模な班について、組織マネジメント機能の向上と人材育成を図るため、平成27年度から段階的に班の分割・再編を行う。27年度は本庁、地方機関を合わせて32の組織を分割・再編し、38の班を新たに設置する。

7 組織の増減の状況

- 部局の増減 8 → 8 (増減なし)
- 局の増減 2 → 2 (増減なし)
- 課(局、所、室)の増減 91 → 91 (増減なし)
 - (増4：芸術文化振興課、まち・ひと・しごと創生推進室、国際スポーツ誘致・推進室、地域活力応援室)
 - (減4：芸術文化スポーツ振興課、高速道対策局、県立美術館推進室、集落応援室)
- 地方機関の増減 64 → 64 (増減なし)

担当：総務部 行政企画課 組織管理班
主幹(総括) 伊藤
直通：097-506-2241
内線：2240